

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙記載の公開請求（以下「本件請求」という。）について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 平成28年5月19日（受付は同日）、審査請求人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年6月1日、実施機関は、本件請求に対して、「請求文書が存在しないため」との理由により、拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年6月13日（受付は同日）、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

「請求文書が存在しない為」非開示は、違法行為である「大字船戸字長谷」の根拠を「請求文書不存在」で、妥当に持ち込もうとする行為は、地方自治法第2条第3項行為以外の行為であり、国の事務に属する処理であるから許されないため取り消せ。

第4 審査請求の理由

大字上三毛から「大字上三毛字船戸」の小字を切り離し、「岩出町大字船戸」とする協定はある。

だからといって、大字上三毛に属した小字（字北原、字岩之谷、字長谷、字船戸、字笑い松）の内、字船戸だけを「岩出町大字船戸とする」と協定した大字に同小字を属させることは不動産登記法上あり得ないし、物理的に出来ない。従って「協定書での大字船戸」とすることは可能であるが町村合併で元同じ小字を属させた「大字船戸字長谷」「大字船戸字岩之谷」「大字船戸字北原」「大字船戸字笑い松」あり得ない違法行為である。請求文書である大字上三毛から大字船戸に大字名が変更となった根拠となった公文

書とは協定書であり、協定書を開示する必要があった。

違法行為による「大字船戸字長谷等」は、あり得ない。

「大字船戸」自体は岩出町外４ヶ村の協定書があるから合法であるものの、大字上三毛に属する小字を、根拠もなく「大字船戸」に属させる行為は違法行為である。

地方自治法では、地方公共団体の行為を厳しく監視しており（同第２条第１５項）違反した場合は無効とする規定がある（同条第１６項）

昭和３１年９月３０日効力の生じた総理府国示第３４０号を岩出町が国の事務に属する処理を勝手に判断して、大字上三毛から「大字上三毛字船戸」の小字を切り離し、「岩出町大字船戸」とする協定した。

「大字船戸」を決めた岩出町外４ヶ村の協定書第１２項の目的は定かでないが、これを利用してゴルフ場に利用し、町有財産を「横領した疑いが持たれる」この事実を否定できる根拠となる公文書が存在しないことは地方自治法第２９４条～２９７条規定に基づき岩出市にゴルフ場を運営する権利を設定した場合その収益は民間から民間に渡るのでなく、岩出市決算からの歳出とならなければならない。

第５ 実施機関の説明

本件請求に係る土地の所在について「大字上三毛」から「大字船戸」に変更されたのは、昭和３１年の町村合併に伴うものと思われる。

昭和３１年の町村合併に関する文書については、岩出市においてその管理が確認できたものは、昭和３１年７月７日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え（平成２６年８月１８日付公開請求に基づき審査請求人に対して公開した文書）だけである。

当該合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の有無を確認することができない。

第６ 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

１ 本件処分の対象となった公文書について

- （１）審査請求人は、本件請求に係る土地の所在について「大字上三毛」から「大字船戸」に変更された根拠となる公文書の公開を求めている。一方、実施機関は、所在の変更は昭和３１年の町村合併に伴うものと思われるが、昭和３１年の町村合併に関する文書について、その存在が確認できた文書は、平成２６年８月１８日付けで申立人からの公開請求に基

づき公開した「昭和３１年７月７日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え」だけであり、当該合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の有無を確認することができないとしている。

２ 本件処分の対象となった公文書の存否について

- （１）審査会は、対象となる文書の存在が確認できないとする実施機関からの説明について検討を行った。
- （２）合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の存否を確認することができないとする実施機関の説明については、昭和３１年という６０年も前の事案であるということからも何ら不自然、不合理な点は認められない。また、永久保存文書などの重要文書を保管するロッカーのほか書庫などを調査したが確認できなかったとする実施機関の説明についても、実施機関が「昭和３１年７月７日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え」を公開していることや和歌山県においても昭和３１年の合併に関する公文書が開示されていることから対象となる文書を隠蔽する理由はないと考える。
- （３）よって、本件請求の対象となった文書は存在しないと考えるのが相当である。

３ 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第 7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・6・17	実施機関からの審査請求に係る諮問書の受理
H28・6・22	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・6・29	実施機関からの弁明書（正副 2 通）の受理
H28・7・15	審査請求人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付 と反論書の提出依頼 （審査請求人から反論書の提出なし）
H28・7・25	審査請求人からの反論書（正副 2 通）の受理
H28・8・1	実施機関に対して審査請求人の反論書（副本）を送付
H28・9・15	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 審査請求人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

本件公開請求の内容
岩出市固定資産税課長は、岩出市大字船戸字長谷 1 1 1 8 - 1 土地地目山林（現況）地積 9 , 2 3 3 m ² に対して 1 5 1 , 5 1 3 円の固定資産評価額に対して $\times 0,4 = 60,605$ 円 $\div 76 = 797$ 円課税を認めた。この場合の 1 1 1 8 - 1 番土地所在は、岩出市大字上三毛字長谷であり大字船戸は虚偽であり、上三毛から船戸に移動した根拠の公文書。